

加古川市上下水道局給水装置の構造及び材質に関する要綱

昭和62年 2月 21日

水道事業管理者決定

(趣旨)

第1条 加古川市水道事業給水条例（昭和38年条例第11号）及び加古川市水道事業給水条例施行規程（昭和39年水管規程第2号）に規定する給水装置の構造及び材質については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この要綱に定めるところによる。

(給水装置の構造)

第2条 給水装置の構造は、給水管及びこれに直結する分水せん、止水せん等、これらに付属する給水用具を備えたものでなければならない。

(給水方式)

第3条 給水は、配水管の水圧で直接に給水するものとする。

2 前項の規程にかかわらず、次の各号に掲げる場合については、受水槽を設けなければならない。

- (1) 一時に多量の水を使用するため、配水管の水圧及び水量に影響がある場合
- (2) 常時一定の水圧及び水量を必要とする場合
- (3) 3階建て以上の建築物又はそれと同等以上の高さの建築物に給水する場合
- (4) その他、加古川市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めた場合

(材料の材質)

第4条 給水装置の工事に使用する材料の材質は、水密性であり、水圧、外圧その他荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水の汚染又は漏水のおそれがないもので、管理者が別に定める指定材料を使用しなければならない。

(給水管の種類)

第5条 給水管の種類は、水道用鑄鉄管、水道用ビニールライニング鋼管、水道用鉛管、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管及び水道用ポリエチレンパイプとする。

2 給水管について、布設場所の状況その他の理由により管理者が不適当と認めた場合は、その使用を制限又は禁止することがある。

(給水管の口径)

第6条 給水管の口径は、その用途別所要水量と同時使用率を考慮して定め、配水管より分岐する給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量その他の事情を考慮して管理者が定める。

(給水管の分岐)

第7条 配水管又は他の給水管（以下「配水管等」という。）から給水管を分岐する場合は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 分岐される配水管の口径は、350ミリメートル以下とする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (2) 送水管及び配水管の異型管から分岐してはならない。
- (3) 分岐口径は、配水管等の口径より小さいものでなければならない。

(4) 配水管等から分岐する位置は、他の給水装置の分岐位置及び配水管の継手箇所から30センチメートル以上離れていなければならない。

(5) 分岐される配水管等と給水管は、直角でなければならない。

(給水管の埋設)

第8条 給水管の埋設深さは、管の上端まで公道内では1.2メートル以上、私道内では60センチメートル以上、宅地内では30センチメートル以上でなければならない。ただし、道路管理者又は管理者がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(給水管の保護)

第9条 給水管の保護を必要とする箇所及びその方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 温度の影響及び外部からの損傷を受けやすい箇所は、十分な防護措置を講じるものとする。

(2) 開きよを横断するときは、原則として開きよの下(50センチメートル以上)に配管するものとする。ただし、やむを得ず上越しするときは、管の折損又は外傷のおそれのあるものは、保護管(さや管)の中に入れ高水位以上の高さに布設しなければならない。

(3) 軌道下を横断するときは、電食又は衝撃を受けるおそれのある箇所に十分な防護措置を講じるものとする。

(4) 酸、アルカリ又は海水等により腐食されるおそれのある箇所には、耐食性テープの巻付け又は耐食塗料の塗布等の腐食防止のための適切な措置を講じること。

(分水せん)

第10条 配水管等から分岐する給水管の口径が20ミリメートル以下の場合は、サドル付分水せんを使用する。

2 前項の口径を超える給水管の分岐を必要とする場合は、不断水式割丁字管等を使用する。

(止水せん等の取付け)

第11条 給水装置には、止水せん、バルブ又は仕切弁を設置しなければならない。

2 既設の給水装置から新たに分岐して給水装置を設ける場合は、各装置数より1個増の止水せん、バルブ、又は仕切弁を設置しなければならない。

3 口径40ミリメートル以上の水道用メーターを取り付ける場合は、当該メーターの前後にバルブ又は仕切弁を設置しなければならない。

(メーターの設置)

第12条 メーターは、側面に指示してある流入方向と一致させ、傾斜しないように水平に設置しなければならない。

2 メーターは、1給水装置に対して1個取り付けるものとする。

3 メーターは、検針が容易で、かつ、汚染及び損傷のおそれのない場所に設置するものとする。

(メーター等の保護)

第13条 メーター、止水せん、バルブ、仕切弁及び地下式消火せんは、管理者の指

示するボックス類で保護しなければならない。

- 2 前項以外の給水用具を保護するボックス類については、管理者の指定するものでなければならない。

(危険な接続の禁止)

第14条 給水装置は、次の各号に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 給水装置には、ポンプその他水撃作用の生じやすい用具又は機器等を直結しないこと。
- (2) 給水管は、水道以外の水管その他汚染の原因となるおそれのある管と直結しないこと。
- (3) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける用具及び施設は、流入口をおとし込みとし、満水面と流入口の間隔は、流入管径の2倍以上の高さを保持すること。
- (4) 給水装置の末端は、滞留水が生じない設備であること。
- (5) 冷房器、温水器その他特殊器具は、有効な真空破壊装置等適切な逆流防止装置を備えた場合のほかは、給水管に直結しないこと。
- (6) 給水管内に空気が停滞するおそれのあるところは、これを排除する装置を設けること。

(泥吐き弁の設置)

第15条 口径40ミリメートル以上の給水管を道路縦断で布設する場合は、必要に応じ末端に泥吐き弁を取り付けなければならない。

(補則)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に申込みがあつた給水装置の工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に申込みがあつた給水装置の工事については、なお従前の例による。